

2 臨床栄養師資格認定規則

(目的)

第1条 この規則は、日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という。）会則（以下「会則」という。）第3条第4号に規定する本学会の事業として行う臨床栄養師の資格認定・登録について、基本的事項を定める。

(臨床栄養師の定義)

第2条 臨床栄養師とは、人間栄養学に基づいた臨床栄養の知識、技術及びマネジメント能力を習得し、栄養ケア・マネジメントの質の向上に努めることのできる能力を有している学会会員である管理栄養士である。

(臨床栄養師の資質)

第3条 臨床栄養師が備えるべき資質は次のとおりとする。

- ① 臨床栄養師としての理念、使命感を備える。
- ② 専門職としてチームでの役割を理解し、チームメンバーとして連携のとれた業務活動ができる。
- ③ 栄養ケア・マネジメントの業務活動ができる。
- ④ 栄養ケア・マネジメントの業務活動上の問題を明確にして、科学的根拠やマネジメント手法などを活用して解決策を提示できる。
- ⑤ リーダーにふさわしいマネジメント能力を備える。
- ⑥ 積極的に自己学習ができる。

(臨床栄養師認定審査会)

第4条 会則第20条第1項に規定する臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）は、臨床栄養師の資格取得のための条件の検討及び臨床栄養師の資格認定のための審査等を行なう。

(臨床栄養師研修委員会等)

第5条 臨床栄養師資格認定・登録に係る事業を円滑に推進するために、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師研修運営委員会、臨床栄養師研修カリキュラム委員会及び臨床栄養師施設研修委員会を設ける。

(資格認定要件及び手続)

第6条 資格認定要件及び手続については、臨床栄養師資格認定細則及び臨床栄養師資格認定に関する手続細則を別に定める。

(認定研修等)

第7条 臨床栄養師の養成にかかる認定研修（認定講座及び臨床研修）、認定試験、実務経験及び認定論文審査については、各細則を別に定める。

2 認定研修は、臨床栄養師の専門的能力向上及び人格涵養のための教育研修である。この研修については、指針・カリキュラムを別表1 abに定める。また、臨床栄養師に必要とする研修科目については、必要に応じ臨床栄養師研修委員会において定める。

3 認定講座及び臨床研修として履修すべき研修科目・単位の一部の互換を認定する履修要件については、臨床栄養師認定研修履修互換認定細則を別に定める。

4 認定講座はオンラインを用いて実施できる。

（資格登録及び手続）

第8条 臨床栄養師の資格の登録及び手続については、臨床栄養師資格認定・登録に関する規則を別に定める。

（能力の維持向上）

第9条 臨床栄養師は、学会が定める継続研修を受講しなければならない。

2 継続研修として履修すべき研修科目・単位の一部の互換を認定する履修要件については、臨床栄養師継続研修履修互換認定細則を別に定める。

（費用等）

第10条 臨床栄養師資格認定・登録等にかかる費用等については、細則を別に定める。

付 則

- 1 この規則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
- 2 この規則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。
- 3 この規則は、令和2年3月に改定し、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、令和3年6月に改訂され、令和3年6月より施行する。